

(別記様式1)

特定間伐等促進計画 変更計画

青森県青森市
令和3年6月策定
令和5年6月変更(第1回)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、74,200ha（年平均7,420ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で5,600ha（年平均560ha）の間伐を行うことを、本青森市特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

対 図 番 号	事業実施主体	事業 実施 年度 (令和)	所在場所			間伐を実施する森林の現況						間伐の内容			林小班・ 施業番号	交 付 金 希 望	備 考
			市町村	大字・字	地番	面積 (ha)	樹 種	林 齢	齢 級	立木材積 (m3)	摘 要	間伐の 方法	間伐立木 材積(m3)	間伐率 (材積率%)			
			別紙1のとおり														

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※美しい森林づくり基盤整備交付金の希望がある場合は、交付金希望欄に○を記載する。以下の(2)～(5)も同じ。

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造 林

対 図 番 号	事業実施主体	事業 実施 年度 (令和)	所在場所			造林の内容								林小班・ 施業番号	交 付 金 希 望	備 考
						造林 面積 (ha)	うち人工造林			うち天然更新						
			市町村	大字・字	地番		植栽 面積 (ha)	植栽 時期	植栽 樹種	植栽 本数	更新 面積 (ha)	更新 時期	更新 樹種			
			別紙2のとおり													

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

番号	事業実施主体	事業実施年度 (令和)	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
			市町村	大字・字			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載する。

(5) その他施設

対 図 番 号	事業実施主体	事業 実施 年 度 (令和)	所在場所			施設名	数量	林小班・ 施業番号	交 付 金 希 望	備 考
			市町村	大字・字	地番					

※土場，植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1 / 25000地形図相当又は 1 / 5000森林計画図の図面に図示する (市町村管内図等の使用も可)。)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号 (団地番号、林小班番号等) を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。
森林施業を計画的、効率的に行うため、林業事業者等への施業の委託や森林所有者等の共同による森林施業の実施を促進するとともに、受託等を担う林業事業者に対し森林経営計画の作成を促す。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。
森林経営管理制度等の国の事業を活用し森林所有者の意向確認や森林境界の確定等を進めるとともに、地域単位での森林施業の共同実施を推進するため、本市林業の中心的な担い手である森林組合等への委託を働きかけを積極的に行う。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。
林道等の開設にあたっては、自然条件や事業量等の地域の特性に応じて、森林施業の効果的かつ効率的な実施を推進するための路網密度の向上を図る。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。
傾斜の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進する。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
林業事業者等と間伐材の供給量について情報を共有するとともに、間伐材の利用に携わる関係者との利用（需要）の調整を行うことで、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成を進める。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。
県内各市町村や林業事業者、木材の流通事業者等と連携を図り、間伐材の需要・供給についての情報共有に努める。また、市民等への地元産材の積極的な仕様を働きかける等、長期的な木材需要の拡大に努める。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。
青森県林業労働力確保支援センターによる林業相談会、就業体験等による新規就業者の確保及び技能・技術の習得のための人材育成といった、計画的な研修等による林業就業者のキャリア形成を支援する。
- (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。
森林組合等の林業事業者の経営方針の明確化、事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等の事業の合理化等による経営体質の強化を推進する。